令和４年10月31日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

令和４年度大阪府新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者外来等設備整備事業の実施の周知について（依頼）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より標記通知が発出されましたので、下記の通りお知らせいたします。

同通知は、本年９月末までとしていた標記補助事業を来年３月末まで補助対象として実施する旨、知らせるものであります。対象は、府内の「帰国者・接触者外来」若しくは「地域外来・検査センター」を設置する医療機関、又は府が指定する「診療・検査医療機関」です。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●大阪府通知とホームページより抜粋（詳細は大阪府ホームページをご参照ください）

＜補助事業者＞

府内の「帰国者・接触者外来」若しくは「地域外来・検査センター」を設置する医療機関又は府が指定する「診療・検査医療機関」

＜対象経費＞

帰国者・接触者外来等の設備を購入するために必要な備品購入費等

＜対象設備、基準額＞

対象設備	基準額
（1）HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	905,000円（1施設あたり）
（2）HEPAフィルター付パーテーション	205,000円（1台あたり）
（3）個人防護具	3,600円（1人あたり）
（4）簡易ベッド	51,400円（1台あたり）
（5）簡易診療室及び付帯する備品	知事が必要と認めた額

※　（3）個人防護具は、規格例 [PDFファイル／283KB]に記載されているもののみ対象とします。

※　（5）簡易診療室及び付帯する備品の「知事が必要と認めた額」とは、
・リースによる整備の場合、補助期間内のリース料及び設置又は撤去に要する費用（補助期間内に設置又は撤去をする場合に限る。）
・購入による整備の場合、上限100万円まで

＜補助率＞

10分の10

■提出書類

様式は、「令和４年度新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者外来等設備整備事業補助金について」（https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/gairai4/index.html）からダウンロードしてください（QRコードは下記記載）。

〇交付申請書（様式第１～４号、別紙１～３、個人防護具上限数量算定シート・設備申請シート）

〇誓約書（様式第５号）

〇見積書の写し（すでに納品済みの場合は、納品書、請求書の写し）等、金額のわかる書類

〇カタログ等、仕様のわかる書類

〇個人防護具以外の設備を整備する場合、設置場所の分かる図面（手書きでも可）

（その他知事が必要と認める書類）

■提出期限

令和４年11月30日（水曜日）【必着】※期限後の申請は受付できません

申請に必要な書類が整った医療機関より順次審査し交付決定します。なるべく早期に提出してください。

■注意事項

・予算を超える申請があった場合は、調整させていただくことがあります。

・個人防護具以外の設備は、これまでに補助を受けこれらの設備を整備したことのない医療機関のみ申請可能です（補助対象は、発熱外来に使用する主たる１室の整備に限ります。）。

・簡易診療室及び付帯する備品を新たに整備する場合、原則としてリースで整備してください。購入により整備する場合、補助上限額は100万円までとします。

・補助事業の目的を達成するためには、単に納品があるだけでなく、それらを用いて診療・検査を行っていただく必要があります。原則として、令和５年１月31日までに納品を完了してください。

【個人防護具】

・季節性インフルエンザの同時流行に備え、医療用物資（PPE）の配布が予定されています。配布分も活用し、必要以上に購入することのないようにしてください。

・補助対象とする個人防護具の上限数量は、発熱外来対応日数・患者数から算出します。交付申請書様式を確認し、上限数量の範囲内で申請してください。

・規格例（大阪府ホームページ参照）に記載されているもののみを対象とします。

・原則として、令和５年１月31日までに納品を完了してください。令和５年２月以降に納品されたものが、上限数量算出基準に従って算出した３月31日までの使用数量を超える場合は、補助対象から除きます。

・新型コロナウイルス感染症疑い患者等への対応に必要な数量で、かつ、令和５年３月31日までに使用が可能な数量に限ります。令和５年４月１日以降に使用が見込まれるものは対象外です。

■提出先・問合せ先

大阪府健康医療部保健医療室感染症対策支援課病院支援グループ（外来補助金担当）あて

メールアドレス：coronashisetsu@gbox.pref.osaka.lg.jp

《大阪府へのメール添付容量は６ＭＢまで》

添付容量を超過する可能性がある場合には、添付データを分けてメールを複数通お送りください。

※提出の際には、確認漏れ防止のため、件名には「【〇〇病院】外来補助金（申請）」とご記載ください。

※お問合せの場合は、件名を「【〇〇病院】外来補助金（問合せ）」とし、原則として電子メールにてお願いします。

※提出から２週間が経過した時点で大阪府からの返信等がない場合は速やかにご連絡ください。

２週間経過後に連絡がなく、後日未受信が判明した場合、事務手続きの都合により補助金交付ができない場合があります。（直通電話番号：０６－４３９７－３２５３）

●大阪府ホームページ

https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshoshien/gairai4/index.html

【担当】
大阪府医師会
地域医療１課（TEL:06-6763-7012）